

改正

現行

備考

(市町が処理する事務の範囲等)
第二条 (略)

(市町が処理する事務の範囲等)
第二条 (略)

<p>事務</p> <p>(水質汚濁防止法関係) 二十の三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百二十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略 (16) 法第十四条の二第二項の規定による特定事業場における事故時の状況報告の受付</p> <p>(17) 法第十四条の二第二項の規定による特定事業場における事故時の状況報告の受付</p> <p>(18) 法第十四条の二第二項の規定による指定事業場における事故時の状況報告の受付</p> <p>(19) 法第十四条の二第三項の規定による貯油事業場等における事故時の状況報告の受付</p> <p>(20) 法第十四条の二第四項の規定による事故時の措置命令</p> <p>(21) 法第十四条の三第一項の規定による特定事業場の設置者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(22) 法第十四条の三第二項の規定による特定事業場の設置者であった者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(23) 法第十八条の規定による緊急時の措置命令</p> <p>(24) 法第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(25) 法第二十二条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(26) 法第二十三条第三項の規定による鉱山保安法又は電気事業場の規定による申請又は届出のあったことの通知の受付</p> <p>(27) 法第二十三条第四項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の要請</p> <p>(28) 法第二十三条第五項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の内容の通知の受付</p> <p>(29) 法第二十三条第六項の規定による特定施設の改善命令等をしようとするときの協議</p> <p>(30) 法第二十四条第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述</p>	<p>市町</p> <p>三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町(三次市については、(4)、(5)、(8)、(13)、(15)、(16)、及び(25)に掲げる事務を除く。)</p>
---	--

<p>事務</p> <p>(水質汚濁防止法関係) 二十の三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百二十八号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 略 (16) 法第十四条の二第二項の規定による特定事業場における事故時の状況報告の受付</p> <p>(17) 法第十四条の二第二項の規定による特定事業場における事故時の状況報告の受付</p> <p>(18) 法第十四条の二第三項の規定による貯油事業場等における事故時の状況報告の受付</p> <p>(19) 法第十四条の二第四項の規定による事故時の措置命令 (法第十四条の二第二項に係るものを除く。)</p> <p>(20) 法第十四条の三第一項の規定による特定事業場の設置者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(21) 法第十四条の三第二項の規定による特定事業場の設置者であった者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令</p> <p>(22) 法第十八条の規定による緊急時の措置命令</p> <p>(23) 法第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(24) 法第二十二条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>(25) 法第二十三条第三項の規定による鉱山保安法又は電気事業場の規定による申請又は届出のあったことの通知の受付</p> <p>(26) 法第二十三条第四項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の要請</p> <p>(27) 法第二十三条第五項の規定による鉱山保安法等の規定による措置の内容の通知の受付</p> <p>(28) 法第二十三条第六項の規定による特定施設の改善命令等をしようとするときの協議</p> <p>(29) 法第二十四条第二項の規定による協力の要請及び意見の陳述</p>	<p>市町</p> <p>三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町(三次市については、(4)、(5)、(8)、(13)、(15)、(16)、及び(25)に掲げる事務を除く。)</p>
--	--

改正

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)
第三条(略)

<p>事務</p>	<p>市町</p>
<p>(水質汚濁防止法関係) 二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 法第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第三項まで、第七条、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出の受付 (二) 法第九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町。</p>

現行

(市町を経由することにより処理する事務の範囲等)
第三条(略)

<p>事務</p>	<p>市町</p>
<p>(水質汚濁防止法関係) 二十二の二 水質汚濁防止法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) 法第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第三項まで、第七条、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第三項の規定による届出の受付 (二) 法第九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮</p>	<p>竹原市、三原市、尾道市、府中市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸太田町、北広島町、世羅町及び神石高原町。</p>

備考